

# 宇城市での介護予防生活支援サービス事業について

## ～ 住所地特例で保険者が宇城市の方の利用案内 ～

- 新規に利用を希望する方は、申請書とアセスメント表を宇城市にご提出ください。
- 住環境が変わった方や、サービスの追加、利用回数の増減が必要な場合も、アセスメント表をご提出ください。
- 訪問型サービスを週2回または通所型サービスを利用している方は、半年毎にアセスメント表をご提出ください。
- 利用の可否は、宇城市で判断します。利用決定通知後に総合事業の利用を開始してください。
- 利用が決定した方については、後日、【ケアプラン・利用者基本情報・基本チェックリスト・週間予定表】を宇城市へご提出ください。

## ■ 介護予防生活支援サービス事業



### 訪問型サービス

**訪問型サービス A** : 指定事業所による訪問型サービス (原則週1回程度利用)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活援助や身体介護を行います。

**訪問型サービス B** : 住民ボランティアによる見守り支援および日常生活家事支援サポート

**例) 安心生活サポート事業** : 協力会員(住民ボランティア)と利用会員(支援が必要な高齢者)の希望が合えば、生活支援の様々なサービスが受けられます。

**訪問型サービス C** : 民間企業の専門職による個別の運動方法・サービス内容の提案

**例) スポット訪問リハビリ** : 事業所の理学(作業)療法士が居宅を訪問し、利用者に応じた運動の方法や必要なサービスを紹介します。

### 通所型サービス

**通所型サービス A** : 指定事業所による通所型サービス

通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

**通所型サービス A** : NPO や民間企業等によるミニデイサービス、運動、レクリエーション

**例) 元気が出る学校** : 健康運動指導士の指導の下、筋力トレーニングやストレッチ、レクリエーションを行います。

**通所型サービス C** : 保健師やリハビリテーション専門職等による短期集中予防サービス

**例) 筋力アップ教室** : 病院の理学(作業)療法士が運動指導を行います。筋力トレーニングをメインとし、脳トレーニングやレクリエーションなどの指導もあります。

### お問い合わせ

◆宇城市役所(高齢介護課)

☎0964-32-1406(直通)

◆宇城市地域包括支援センター

☎0964-25-2015